前文

○　我が国の近代学校教育は，明治５（1872）年に公布された学制により開始され，平成 34（2022）年で 150 年を迎える。学制公布以来，義務教育の普及に伴う識字率の向上，旧制高等学校や帝国大学の設置等に伴う母国語による高等教育の実施，専門学校の制度化による専門教育の充実など，国公私立にわたる学校教育制度が急速に整備され，その後の我が国の発展の基礎を培った。

○　昭和 22（1947）年には，戦後の我が国の教育の基本を確立する教育基本法が制定され，この理念の下で新しい教育諸制度が構築され，国民の教育水準は更に飛躍的に向上し，戦後の我が国の目覚ましい発展の原動力となってきた。

○　平成 18（2006）年には，科学技術の進歩や少子高齢化など，教育をめぐる状況が大きく変化する中で，新しい時代の教育理念を明示する改正教育基本法が成立した。その後，同法の目的や目標を踏まえ，第１期，第２期と教育振興基本計画を定めて，社会全体で教育改革を進め，我が国の教育は着実に成果を積み重ねてきた。

○　今，我が国は，人生 100 年時代を迎えようとしており，また，超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。こうした社会の大転換を乗り越え，全ての人が，豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け，活躍できるようにする上で，教育の力の果たす役割は大きい。

○　激動の時代を豊かに生き，未来を開拓する多様な人材を育成するためには，これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっている。誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと，そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと，これらを共に実現するための改革の推進が，今求められている。

○　本計画は，このような考え方の下，第２期教育振興基本計画（以下「第２期計画」という。）において掲げた「自立」，「協働」，「創造」の３つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ，2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものである。併せて，各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析，検証に基づき，より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ，広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し，社会全体で教育改革を進めるための方策について示している。政府としては，教育再生実行会議の提言

や，教育に関係する他分野の基本方針なども踏まえつつ，本計画に基づき，今後の教育政策を推進する。各地方公共団体においても，改正教育基本法の規定の趣旨を十分に踏まえ，適切な対応がなされることを期待したい。